

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>八の二 提出会社による子会社取得（子会社でなかつた会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（法第二十七条の三第一項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を子会社とすることをいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。）が行われることが、当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合であつて、当該子会社取得に係る対価の額（子会社取得の対価として支払つた、又は支払うべき額の合計額をいう。以下この号及び第十六号の二において同じ。）に当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行ふことが当該機関により決定された当該提出会社による子会社取得（以下この号において「近接取得」という。）に係る対価の額の合計</p>	<p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>（新設）</p>

額を合算した額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十五以上に相当する額であるとき 次に掲げる事項

イ 子会社取得（近接取得を除く。）に係る子会社及び近接取得に係る子会社（以下この号において「取得対象子会社」という。）について、それぞれ次に掲げる事項

- (1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
- (2) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(3) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ロ 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

ハ 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

九〇十六 (略)

十六の二 連結子会社による子会社取得が行われることが、当該連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合であつて、当該子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行つた、又は行うことが提出会社又は連結子会社の業務を執行する機関により決定された提出会社又は連結子会社による子会社取得（以下この号において「近接取得」という。）に係る対価の額の合計額を合算した額が当該連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十五以上に相当する額であるとき 次に掲げる事項

九〇十六 (略)

(新設)

<p>イ 子会社取得（近接取得を除く。）に係る子会社及び近接取得に係る子会社（以下この号において「取得対象子会社」という。）について、それぞれ次に掲げる事項。</p> <p>(1) 取得対象子会社に関する子会社取得を提出会社が決定した場合にはその旨、連結子会社が決定した場合にはその旨並びに当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名</p> <p>(2) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容</p> <p>(3) 最近三年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益</p> <p>(4) 提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係</p> <p>ロ 取得対象子会社に関する子会社取得の目的</p> <p>ハ 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額</p> <p>十七～十九 (略)</p> <p>3～11 (略)</p>	<p>十七～十九 (略)</p> <p>3～11 (略)</p>
--	----------------------------------

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	改正前
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (29) (略)</p> <p>(30) <u>主要な経営指標等の推移</u> 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。 ただし、「第二部 企業情報」の「第6 経理の状況」の「1 財務書類」において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、最近3連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、提出会社の最近3事業年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(31) ~ (52) (略)</p> <p>(53) 財務書類 a (略) b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度）のもの（附属明細表については最近1事業年度のもの）を掲げること。ただし、提出会社が継続開示会社でない場合には、当該提出会社の選択により最近3事業年度の財務書類（附属明細表については最近1事業年度のもの）であつて、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けているもの又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けているものを掲げることができる。 また、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。 (a) ~ (c) (略) (略) c (略)</p> <p>(54) ~ (64) (略)</p> <p>(65) <u>最近の財務書類</u> 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。 ただし、第二部において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。</p> <p>(66) ~ (69) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (29) (略)</p> <p>(30) <u>主要な経営指標等の推移</u> 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。 また、提出会社の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(31) ~ (52) (略)</p> <p>(53) 財務書類 a (略) b 財務書類は、最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度）のもの（附属明細表については最近1事業年度のもの）を掲げること。</p> <p>ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。 (a) ~ (c) (略) (略) c (略)</p> <p>(54) ~ (64) (略)</p> <p>(65) <u>最近の財務書類</u> 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の財務書類（附属明細表を除く。）のうち、第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）を第二部の記載に準じて掲げること。</p> <p>(66) ~ (69) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第九号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち「1 財務書類」に記載したもの以外のものを、第七号様式記載上の注意(53)に準じて掲げること。 ただし、「1 財務書類」において最近3事業年度の財務書類を掲げた場合には、掲げることがを要しない。</p>	<p>第九号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) (略) (2) 「第6 経理の状況」の「4 最近の財務書類」については、最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務書類(附属明細表を除く。)のうち「1 財務書類」に記載したもの以外のものを、第七号様式記載上の注意(53)に準じて掲げること。</p>

改正後	改正前
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行予定額又は発行残高の上限</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している有価証券の種類が社債券であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行予定額又は発行残高の上限</p> <p>発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十一号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期社債の償還期日及び償還額を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第十一号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1)・(2) (略) (3) 発行登録書の内容 a・b (略) c <u>「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</u> なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。</p> <p>(4) これまでの募集（売出）実績 a (略) b 発行登録書に発行残高の上限を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)～(c) (略) <u>(d) 今回発行登録により募集を行う有価証券の種類が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1)・(2) (略) (3) 発行登録書の内容 a・b (略) c <u>「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</u></p> <p>(4) これまでの募集（売出）実績 a (略) b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a)～(c) (略) (新設)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十四号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 <u>発行登録書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 <u>なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している有価証券の種類が社債券であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。</u></p> (6)～(11) (略)	<p>第十四号様式 【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 <u>発行登録書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> (6)～(11) (略)

改正後	改正前
<p>第十四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 <u>発行登録書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> <u>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</u> <u>なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期外債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期外債の償還期日及び償還額を記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第十四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 <u>発行登録書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> <u>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>

